

## つくばみらい市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、予算の範囲内において、つくばみらい市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、つくばみらい市補助金等交付規則（平成18年つくばみらい市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2条 補助金の対象となる事業、要件及び経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻の届出をし、受理された夫婦であること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている世帯であること。
- (3) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (4) 所得証明書をもとに、申請時に確認できる直近の夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。
  - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、第6条に定める交付申請のあった日（以下「申請日」という。）において無職の場合は離職した者については、所得なしとして夫婦の所得を算出した金額
  - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
- (5) 対象となる住宅がつくばみらい市内にあること。
- (6) 夫婦のいずれもがつくばみらい市に定住する意思があること。
- (7) 購入した住宅または賃借する住宅の名義が、夫婦いずれか（共有を含む）の名義であり、当該住宅の家賃を支払っていること。かつ、現にその住所を居住の本拠地として夫婦の双方が入居していること。
- (8) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (9) 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと。
- (10) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅取得費用、住宅賃貸費用及び引越し費用を合わせた額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、つくばみらい市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書若しくは夫婦の記載のある戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書
- (2) 夫婦の住民票
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合）
- (5) 住宅の売買契約書の写し（住宅取得費用の場合）
- (6) 住宅の賃貸借見積書の写し又は賃貸借契約書の写し（住宅賃貸費用の場合）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃貸費用の場合）
- (8) 引越しに係る領収書の写し（引越し費用の場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、令和3年5月1日から令和4年3月31日までの間に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、つくばみらい市結婚新生活支援補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかにつくばみらい市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、第6条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、つくばみらい市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助決定者は、第7条又は前条第2項の通知書を受けたときは、つくばみらい市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、つくばみらい市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知

書（様式第7号）により通知するものとする。

（1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） その他市長が補助金の交付決定を取消すべき事由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金が交付されているときは、補助決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効日以前に第6条の規定により交付申請を行った者に対する補助金の交付決定等その他の措置については、この告示の失効後もなお従前の例による。

別表（第2条関係）

対象事業	対象要件	対象経費
住宅取得費用	令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に夫婦の双方が当該住宅の住所へ転入届を提出し、受理されていること。	婚姻に伴い新たに住宅を購入する際に要した費用。
住宅賃貸費用	令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に夫婦の双方が当該住宅の住所へ転入届を提出し、受理されていること。	<p>婚姻に伴い住宅を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金、（保証金などこれに類する費用を含む。）共益費、仲介手数料とする（賃料、共益費については最大3カ月を限度とする）。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>（1）勤務先から住宅手当が支給されている場合の住宅手当分</p> <p>（2）地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分</p>
引越し費用	令和3年1月1日から令和4年3月31日までに行われた引越しであり、夫婦の双方が当該住宅の住所へ転入届を提出し、受理されていること。	婚姻に伴う引越しに係る経費で、引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。